

答 申

1 審査会の結論

埼玉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が「1 平成〇〇年度再任用希望者（退職者）の勤務状況に関する参考資料、2 平成〇〇年度当初再任用選考に使用した平成〇〇年度再任用希望者の勤務状況に関する意見書及び添付資料、3 平成〇〇年度埼玉県公立小・中学校等再任用者選考面接面接評定票【教諭用】」（以下それぞれ「本件対象保有個人情報1」「本件対象保有個人情報2」「本件対象保有個人情報3」という。）について平成28年4月6日付けで行った部分開示決定に対する審査請求は、審査請求期間を徒過して提起されたものであり、不適法と認められることから、却下すべきである。

2 審査請求等の経緯

(1) 処分の経緯

審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成28年3月24日付けで「・平成〇〇年度当初再任用選考に係る「参考資料」 ・平成〇〇年度当初再任用選考に使用した平成〇〇年度当初の意見書及び添付資料 ・平成〇〇年度当初再任用選考面接に係る評定票」外1件の開示請求を行った。

これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成28年4月6日付けで本件対象保有個人情報1から3までについての部分開示決定（以下「本件処分」という。）及びその他1件の全部開示決定を行い、審査請求人に通知し開示を行った。

(2) 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、実施機関に対し平成28年7月14日付けで本件処分の不開示部分の開示を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(3) 審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について平成28年10月7日、実施機関から条例第

4 2 条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書の写し及び反論書の写しの提出を受けた。

イ 当審査会は、平成28年10月25日、実施機関からの意見聴取を行った。

ウ 当審査会は、平成28年11月22日、審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

(1) 不開示とした理由について

ア 本件対象保有個人情報1及び2については、不開示部分の開示が前提となると、作成者が率直な意見を記載できなくなり、適正な評価ができなくなることにより、公平かつ適正な選考業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第7号に該当する。

イ 本件対象保有個人情報3の不開示部分における「試験員氏名」については、再任用希望者に開示されると、本人の認識と大きく評価が異なった場合に、説明や批判等が当該試験員に対して行われる可能性があり、試験員の自由かつ率直な意見が評定に反映されにくくなることにより、公平かつ適正な選考業務に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第7号に該当する。

また、試験員の「観察メモ」及び「観察記録・意見」については、試験員の評価及びコメントが記載されており、当該情報が再任用希望者に開示されると、今後も実施される当該選考における評定方法が推定され、再任用希望者の正確な能力の把握が困難になる。また、試験員が率直な意見を記載できなくなり、適正な評価ができなくなることにより、公平かつ適正な選考業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第7号に該当する。

(2) 弁明書

ア 本件対象保有個人情報のうち、単なる事実については、既に審査請求人に開示している。

イ 内容の多寡により開示・不開示の判断が分かれるものではない。

ウ 「意見書」を繰り返し読み上げたのではなく、再任用できない理由を口頭で説明したものである。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求について

行政不服審査法第18条第1項では、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（中略）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

ところが、本件審査請求は、本件処分が行われた後3か月以上経過してから行われていることから、以下本件審査請求の適法性について検討する。

(2) 本件審査請求の適法性について

ア 本件処分は平成28年4月6日付けであるが、本件審査請求に係る審査請求書は平成28年7月14日付けで受理されている。また、同審査請求書には、本件処分があったことを審査請求人が知った日は平成28年4月21日であると記載されている。そうすると、本件処分が行われてからおよそ2週間、審査請求人は本件処分があったことを知らなかったと主張していることになる。

イ この点につき、当審査会が実施機関に説明を求めたところ、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）に基づき郵便切手を出納したときに記載することとされている消耗品出納簿の写しが実施機関から提出され、同出納簿の写しには、処分当日の日付で、所要の郵便切手を使用したとする記載と併せて、摘要欄に「情報開示決定通知書送付」、備考欄に「請求者（〇〇）」との記載が認められた。また、記録が残されていないため日時の特定はできないものの、実施機関は、審査請求人からの電話連絡により開示日の日程調整を行い、4月21日を開示日としたとのことである。

上記について検討すると、本件処分に係る決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）が審査請求人宛てに送付されたのは、処分当日であることが推定される。また、実施機関に対し審査請求人から連絡があった日については、開示を実施できる日として平成28年4月13日、18日又は21日の3日間が本件決定通知書に記載されていることからすると、4月12日以前であることが推定される。そうす

ると、審査請求人が開示日の日程調整を行うため電話連絡を行った日は、本件決定通知書の到達より後であると考えられるため、4月12日以前には本件決定通知書は到達していたことが推定される。

なお、この点については、審査請求人に対し当審査会も確認しているところである。

ウ 条例第25条に基づく開示の実施は、開示決定等の後の手続として位置づけられているから、開示決定等は、個人情報記録された公文書の写しの交付等による開示が実施されていないとしても、当該開示決定等に係る通知書が開示請求者に到達した時点で効力を生ずるものと解される（最高裁判所第一小法廷平成27年（行ヒ）第221号同28年3月10日判決参照）。また、処分がその名宛て人に個別に通知される場合、行政不服審査法第18条第1項に定める「処分があったことを知った日」とは、その者が処分のあったことを現実を知った日のことをいい、当該処分の内容の詳細や不利益性等の認識までを要するものではないと解される（最高裁判所第一小法廷平成27年（行ヒ）第221号同28年3月10日判決参照）。

エ そうすると、審査請求人が本件処分があったことを知ったのは、遅くとも平成28年4月12日ということなる。そして、審査請求人は、7月14日まで審査請求をすることができなかつた理由について多忙のためと釈明するが、このような事情をもって、審査請求人が本件処分があったことを知った日から3か月を経過して本件審査請求をしたことに正当な理由があるとはできない。

したがって、本件審査請求は、行政不服審査法第18条に定める審査請求期間を経過して提起されたものであり、また、審査請求期間内に審査請求をしなかつたことについて審査請求人に正当な理由があるとは認められないことから、当審査会としては、本件審査請求は不適法であると判断する。

(3) 本件処分の妥当性について

本件審査請求は上記のとおり不適法であり、却下すべきものであるが、審査請求人は本件処分を取り消し、不開示とした情報の開示を求めているので、念のため、以下本件処分の妥当性について当審査会の意見を付加する。

ア 本件対象保有個人情報1から3までについて

本件対象保有個人情報1及び2は、平成〇〇年度及び同〇〇年度における審査請

求人者の再任用選考に関して〇〇市教育委員会教育長が埼玉県教育委員会に提出した書類であり、再任用希望者の勤務状況について当該教職員の所属長である学校長の記載に係る部分と〇〇市教育委員会教育長の記載に係る部分から構成されている。また、本件対象保有個人情報3は、平成〇〇年度埼玉県公立小・中学校等再任用者選考試験において実施された面接試験の評定票のうち審査請求人に係る部分である。

審査請求人は、本件処分の不開示部分は条例第17条第7号の不開示情報に該当しないと主張しているため、当審査会では本件対象保有個人情報を見分した上で、不開示部分の条例第17条第7号該当性について以下検討する。

なお、本件対象保有個人情報3の「試験員氏名」については、審査請求人が開示を求めているため、当審査会では判断しない。

イ 条例第17条第7号該当性について

条例第17条第7号では、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

当審査会が本件対象保有個人情報1及び2を見分したところ、「教育長総合所見」、「校長総合所見」等の不開示部分は、開示されることを予定せずに、再任用希望者の勤務状況に基づき評定者の率直な意見が具体的に記載される部分である。これらの不開示部分は、評定者が記載する評価、判断に係るものであり、このような評価、判断に係る情報を開示することとなると、評定者が苦情や圧力等が生ずることを危惧し、率直な評価、判断に基づく記載を避け、形骸化した当たり障りのない記載をすることとなることが想定される。その結果、再任用選考担当者に必要な情報が十分に伝わらなくなり、再任用選考に係る事務に関し公正な判断を行うことができなくなるおそれがあると認められる。

また、当審査会が本件対象保有個人情報3を見分したところ、「観察メモ」及び「観

察記録・意見」については、開示されることを予定せずに、面接試験における試験員の率直な印象や意見が具体的に記載される部分である。評価の信頼性、妥当性が確保されるためには、試験員が自由かつ率直に評定を行えることが必要である。また、試験員が行う評価については、発言、態度、所作など少なからず性格的な部分を評価することが求められ、受験者自らが抱いている性格の認識と食い違いが生じることが予想される。これらが開示されるとすれば、試験員が受験者の否定的な評価についてありのままに記載することを差し控えたり、画一的な評価の記載に終始したりすることとなる可能性は否定できない。

したがって、本件対象保有個人情報 1 から 3 までの不開示部分を開示すると試験の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあり、条例第 17 条第 7 号の不開示情報に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大森三起子、田村泰俊、西田幸介

審査会の経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|-------------------|-------------------------|
| 平成 28 年 10 月 7 日 | 諮問を受ける (諮問第 144 号) |
| 平成 28 年 10 月 7 日 | 実施機関から弁明書の写し及び反論書の写しを受理 |
| 平成 28 年 10 月 25 日 | 実施機関からの意見聴取及び審議 |
| 平成 28 年 11 月 22 日 | 審査請求人の口頭意見陳述を聴取及び審議 |
| 平成 28 年 12 月 20 日 | 審議 |
| 平成 29 年 1 月 17 日 | 審議 |

| | |
|-------------|----|
| 平成29年 1月24日 | 答申 |
|-------------|----|